返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がります

高等学校等就学支援金の所得制限の一部を事実上撤廃

①高等学校等就学支援金 (年収約**910万円未満**世帯)

及び

②高校生等臨時支援金 (年収約910万円以上世帯)

により、授業料の支援を受けることができます。



支援の希望に関わらず、全生徒が申請手続きを行う必要があります。

支給額のイメージ

年間支給 上限額※1 ①高等学校等就学支援金 による支援

②高校生等臨時支援金

による支援

234,600円

高等専門学校は加算

高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、授業料相当額を支援する事業。

118,800円

基準額(県立・市立・高等専門学校共通)

新規

590万円

910万円

年収目安※2

※1 年間支給上限額は、兵庫県立高校の場合、全日制:118,800円、定時制:32,400円、通信制:上限単位数×310円です。 全日制・定時制高校は、支給上限額が授業料額と同額のため、いずれかの制度で認定された場合、授業料をお支払いいただく 必要はありません。

通信制の上限単位数は、高等学校等就学支援金:年間30単位、高校生等臨時支援金:18単位です。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の年収目安です。



兵庫県では、就学支援金及び臨時支援金の認定までの間、授業料の徴収を猶予します。 就学支援金又は臨時支援金が認定されれば、授業料をお支払いいただく必要はありません。

①高等学校等就学支援金の対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

計算式

市町村民税の課税標準額

× 6% -

市町村民税の調整控除の額※

※ 政令指定都市の場合は、 3/4を乗じて計算します。

上記による算出額

算出額

304,200円未満

支給額

118,800円

※ 全日制の場合。定時制の場合は32,400円

通信制は310円×単位数(最大30単位)

算出額

上記のうち 154,500円未満

支給額

234,600円

※ 高等専門学校の場合。

②高校生等臨時支援金について

令和7年度は、返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がり、高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約910万円以上世帯のため不認定と判定された場合に、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。

支給額

県立・市立・高等専門学校共通の いわゆる基準額である

年額 11万8,800円※

※ 全日制の場合。定時制の場合は32,400円通信制は310円×単位数(最大18単位)

お申し込みについて



高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、兵庫県オンライン申請システムから申請手続きを行ってください。

※オンラインでの申請ができない場合は、学校事務室へご相談ください。

- ※ 申請は、高等学校等就学支援金と高校生等臨時支援金の申請を兼ねるため、1度に行うことができます。
- ※ 高校生等臨時支援金は、高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

	高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金の申請を 希望する	高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金の申請を 希望しない
申請に 必要なもの	オンライン申請システムログインID・PW通知書と以下のいずれか ・個人番号カード ※ ・個人番号通知カード ※ ・課税証明書等 ※個人番号提出済の場合、不要なケースあり	オンライン申請システムログインID・PW通知書
申請手続き	1.ログイン-【申請・変更手続き】 <就学支援金> 受給資格認定申請(2回目以降)/収入状況届出 2.生徒情報、学校情報入力 3.保護者等情報入力 4.申請情報入力 5.収入情報入力 6.申請確認・連絡先入力 7.申請完了	1.ログイン-【申請・変更手続き】 <就学支援金> 受給資格認定申請(2回目以降)/収入状況届出 2.生徒情報、学校情報入力 3.保護者等情報入力 4.申請情報入力 5.申請確認・連絡先入力 6.申請完了

※収入情報入力方法

A個人番号カードを使用して自己情報を登録する

個人番号カードを使用し、国が提供するマイナポータルアプリから<u>自己の収入情報等を取得</u>し、提出。 ※個人番号カードを所持していない場合や、税の申告をしていない場合は利用不可

®個人番号を入力する

個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票等をもとに<u>個人番号を入力</u>し、提出。 ※以前に個人番号提出済の場合、再度の個人番号提出(入力)は原則不要

※税の申告状況・主たる生計維持者の収入状況により、後日課税証明書等の提出をお願いする場合があります。

©所得確認書類(課税証明書等)を画像添付にて提出する

課税証明書・生活扶助受給証明書等の所得確認書類を、スマートフォンのカメラで撮影するなどして<u>画像化</u>し、提出。

※所得確認書類は市町村役場で発行を受けてください。

※課税証明書で市町村民税の調整控除の額が確認できない場合、別紙様式「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」による証明(発行)を受けてください。

※「特別徴収税額の決定・変更通知書」、「源泉徴収票」、「納税通知書」は使用できません。

※原則保護者等全員分の提出が必要ですが、片方の保護者分の提出を省略できる場合があります(別紙計算シート 参照)。

※課税証明書等は、申請の都度提出する必要があります。

①所得確認書類をシステム外で学校へ提出する

課税証明書等を画像化できない場合など、紙書類で学校へ提出



- ・高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、国から県に対して支給され、 申請者への現金支給はありません。
- ・授業料以外の諸会費については別途お支払いいただく必要があります。
- ・保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円の場合、授業料以外の教育費を支援する 高校生等奨学給付金制度があります。